平成２３年（フ）第１１１号
宮城県岩沼市阿武隈１丁目３番341号
破産者　門脇　　淳
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
仙台市青葉区折立３丁目11番４号　ウエストフレグランスＤ―102
破産者　阿部　　浩
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
宮城県亘理郡亘理町字油田122番地４
破産者　山田　峯子
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３４３号
宮城県多賀城市高崎２丁目16番23号　レアル多賀城201号
破産者　曽根　久枝
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３４８号
仙台市青葉区北目町２番26―507号、従前の住所仙台市青葉区米ケ袋１丁目７番５―201号
破産者　玉田　　修
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
宮城県東松島市大塩字緑ケ丘４丁目４番地４グリーンタウンやもと応急仮設住宅７－６号室、前住所宮城県東松島市浜市字新田86番地17
破産者　菊池　　久
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
福島県白河市東下野出島字五蔵田28番地、前住所茨城県行方市麻生2744番地３
破産者　鈴木　　智
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
福井県鯖江市石田下町第11号５番地７
破産者　髙島　満明
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１３号
福井県大野市泉町４番５号
破産者　山川　耕治
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６号
福井県越前市沢町43番地　レオパレスシャルマン101
破産者　宗田　清美
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
福井市稲津町第８号23番地３
破産者　河上　敬子
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
福井県大野市陽明町１丁目204番地
破産者　砂田　雅也
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
福井県鯖江市鳥羽１丁目13―13　スカイコーポ120号
破産者　冨田急送こと　冨田　泰弘
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９号
大阪府泉佐野市中庄1486番地１―146
破産者　倉谷　建次
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
大阪府阪南市尾崎町５丁目26番８号
破産者　飛鳥冷機こと　西　　豊文
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
大阪府阪南市尾崎町５丁目26番８号
破産者　西　まゆみ
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４７３号
神戸市長田区大塚町６丁目１番13号　スターハイツ304号
破産者　市橋　淳子
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９１号
神戸市東灘区本山南町７丁目３番３―803号、従前の住所神戸市東灘区住吉宮町６丁目３番22―202号
破産者　難波スミ子
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部